

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」 について

支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付をこれ以上利用できない世帯

- ・ 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
 - ・ 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
 - ・ 総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
- ※令和4年1月からは、総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯および令和4年8月までに初回貸付を借り終わる世帯も対象になります。

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

- 収入が、下記の表の収入月額の基準以下であること
- 資産が、下記の表の手持ち金・預貯金の基準以下であること
- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかを行うこと
 - ・ 公共職業安定所等に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・ 生活保護を申請し、その申請についての処分が行われていない状態にあること

世帯員数	支給月額	収入月額の基準	手持ち金・預貯金の基準
1人	60,000円	113,000円	486,000円
2人	80,000円	161,000円	738,000円
3人	100,000円	199,000円	942,000円
4人	100,000円	236,000円	1,000,000円
5人	100,000円	274,000円	1,000,000円

支給期間と申請期限

支給期間：3か月間

申請期限：令和4年8月まで

※住宅確保給付金との併給は可能ですが、職業訓練受講給付金を併給することはできません。

申請時に必要な書類

①	住民票の写し	<input type="checkbox"/>
②	<p>次の書類のいずれかの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯 →再貸付の借用書(控)および再貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し ※ {令和4年1月以降} 初回貸付を借り終わった対象世帯については初回貸付の借用書(控)および初回貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し ・ 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯 →再貸付の不決定通知書 ・ 総合支援金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯 →申請日以前に再貸付の申請をできなかった旨の申告書およびこれまでに借りた緊急小口資金等の特例貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し 	<input type="checkbox"/>
③	世帯員全員の収入が確認できる書類の写し（給与明細、各種手当や年金の振込通知書など）	<input type="checkbox"/>
④	世帯員全員の預貯金額が確認できる書類の写し（通帳の写しなど）	<input type="checkbox"/>

自立支援金の再支給

自立支援金を3か月間受給した方で、支給要件に該当する世帯は、一度に限り、自立支援金を3か月間再受給することができます。申請期限は令和4年8月31日までです。

詳しくは、お問い合わせください。

〒010-8560

秋田市山王一丁目1-1

秋田市福祉総務課生活支援担当 TEL : 888-5659 / FAX : 888-5658